



# 上島町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

上島町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6
6. 参考資料	7

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

上島町教育委員会は、児童生徒が少ない状況の中で、「次代を担う」「上島町を担う」心豊かに生きる人づくり、島の歴史・文化・自然を学び上島に愛着と誇りを持つ子供たちの育成を目指している。教育環境の整備の一環として、「学校における働き方改革」を推進することで、教職員のライフ・ワーク・バランスの充実を図り、教職員の負担軽減と児童生徒と向き合う時間の確保を目指す。また、休暇取得の推進や時間外勤務時間の縮減を進め、持続可能な教育活動・学校運営を実現する。これらの取組により、教職員が専門性を十分発揮し、教職員の働きがい（ワーク・エンゲイジメント）を向上させつつ、教育の質を向上させることを本計画の趣旨とする。

## (2) 本町の現状

- 上島町では、所管する小中学校の教育職員の在校など時間の上限について、「愛媛県学校における働き方改革推進方針（第3期）」に準じ、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- また、年度初めの校長会において、教職員の働き方改革の意義について教育委員会からの指導、協議を継続して行っている。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	月 41.5 時間	42.5%	0%
中学校	月 32.75 時間	14.8%	3.7%
全体	月 37.9 時間	31.3%	1.5%

- 時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が 31.3%である。すべての学校が教職員数の少ない小規模校で、一人一人に割り当てられる業務が多い。また、若年層教職員の割合が比較的高く、業務の分担にやや偏りが見られる。「チーム学校」の意識をさらに醸成することによって、教育職員の業務、教育の質の維持・向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 前後3箇月間での1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数15日以上を維持する【16.5日】
- ・ 年間の年次有給休暇15日以上取得者を75%以上にする【66.0%】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%にする【8.6%】
- ・ ストレスチェックにおける総合健康リスクの値80以下を維持する【69】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度（ただし、毎年度目標数値の見直しを行う）

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

上島町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。学校運営協議会や学校支援ボランティアの登録などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
  - ・ 放課後における見回りについては、スクールガードリーダーに委ね、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
  - ・ 上島町生徒指導総合推進会議、上島町児童生徒をまもり育てる協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
    - ・ 給食費について現在の公会計化を維持するとともに、より良い実施について見直しを図る。
  - ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
    - ・ 10年度までに、学校における校外活動等に係る連絡調整について、地域コーディネーターや学校運営協議会委員に完全移行する。
- ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
    - ・ ウェブアンケート機能等を活用することによって、町教委から学校に発出する調査の回答に係る事務負担を軽減する。
  - ◆ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
    - ・ 教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員を中心に実施するとともに、一部外部委託を行う。
  - ◆ 体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
    - ・ 体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会が行う。
  - ◆ 部活動（「3分類」⑬関係）
    - ・ 休日については、10年度中に、原則、全ての部活動の地域展開を実現するとともに、部活動協力者の配置拡充に合わせ、指導者育成を進める。平日については、学校統廃合に合わせ、活動時間等の適正化を図る。
- ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
- ◆ 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）
    - ・ 食に関する指導を計画的に実施し、栄養教諭が対応することにより、授業準備等における学級担任の負担軽減を図る。
  - ◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
    - ・ 校務支援システムの機能やEILS-PBT、デジタル学習ドリルの自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
  - ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）
    - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部人材と生徒指導主事等学校関係者との直接協議の場を月に1度以上設定し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
    - ・ 教育委員会において、生徒指導上の諸問題への対応と小中学校間のより良い連携の在り方を協議推進する上島町生徒指導総合推進会議（生徒指導主事、養護教諭、SC、SSW、サポートルーム支援員）を年2回実施し、関係者が密に連携・協力し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築・維持する。

- ・ 教育委員会において、医療・福祉・就労支援等地域関係機関と学校との連携に関する上島町特別支援連携協議会を年2回実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築・維持する。
- ・ 各校の実態に応じた特別支援教育支援員の派遣を継続する。

## **(2) 学校における措置の推進**

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（各学年の標準授業時数+71時間以上・小1は+69時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 前年度、先例踏襲ではなく、ねらいや教育効果を検証し、十分な効果が見込めない学校行事・活動等の見直し・精選を図り、年間計画や日課表の工夫・改善を行う。
- ・ 児童生徒の欠席、遅刻・早退連絡について、PC・モバイル端末等から受け付け、校内で集計できる体制を整えるとともに、保護者へ活用について周知を行う。
- ・ 業務時間外や休日の保護者からの問合せや連絡事項について、学校ホームページを窓口にしてPC・モバイル端末等から受け付ける体制を構築・運用するとともに、保護者へ活用について周知を行う。
- ・ 職員会議等の資料をクラウド上で事前に共有し、ペーパーレス化を進めるとともに、効果的に会議を進め、時間短縮を図る。

## **(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組**

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に校長及び教育委員会による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 教育委員会内に心身の健康問題についての相談窓口を設置するとともに、県教育委員会AIメンタルヘルスシステムの積極的な利用を推進する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に周知する。
- ・ 8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校日の設定を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 本計画の着実な実行を図るため、町内各小中学校の教育職員の時間外在校等時間の状況、年次有給休暇の取得状況を教育委員会事務局が毎月確認・把握し、定期的に町定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。また、具体的措置の取組状況などについても併せて定例教育委員会で報告する。
- ・ 学校支援ボランティアの確保・充実について現在の登録者数を維持・拡大するよう、啓発・広報を続ける。また、学校での積極的な活用について呼び掛け、推進する。  
【令和6年度登録者数：53人、活用実績：延べ226人】
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、タイムカードで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各小中学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該小中学校管理職に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該小中学校管理職及び該当教職員に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、各種研修会（校長会、教頭会、教務主任会、研修主任会、生徒指導主事会等）や様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県内の状況、全国の好事例の紹介やマネジメント等に関する研修の充実など、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、PTA総会、運営委員会や各地区学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、本町ホームページに本計画を掲載し、本町の業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、各校の学校だより等の広報物を活用し、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

## 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること、  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における  
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける  
校外の見回り、  
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理  
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間  
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や  
不当な要求等の学校では対応  
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かりの活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、  
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・  
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保  
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職  
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委  
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備  
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検  
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、  
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ  
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住  
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### 教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する  
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員  
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の  
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち  
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中  
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程  
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ  
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集  
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭  
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

## 6. 参考資料

文部科学省HPより [https://www.mext.go.jp/content/20250929-mxt\\_syoto01-000044682\\_06.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250929-mxt_syoto01-000044682_06.pdf)